

## 「要援護者避難勧告」と「避難準備情報」について

上 村 委 員

	要援護者避難勧告	避難準備情報
<p>事実行為とするか、行政行為とするか。</p>	<p>× 現在、市町村長が避難勧告の発出をとまどう中、災害発生の蓋然性が低い段階でのものを「勧告」とすると、発出が困難となる。</p> <p>判断基準 実情は「勧告」であり、名称上も明確にするべき。</p> <p>× 「要援護者」の対象が不明確であり、法的な「勧告」の対象者の特定としては不十分ではないか。</p> <p>避難支援プランで把握した者を対象に発出するか、70歳以上の者、要介護度3以上の者等、要件を特定して発出することとなる。</p> <p>× 避難勧告・指示の細分化により、災対法におけるそれぞれの意味合い・位置付けが不明確となる。</p> <p>細分化自体については、原子力災害では、妊婦、乳幼児等に対する避難勧告（屋内退避）を想定されている。</p> <p>× 台風23号等大規模な風水害の場合、多数の避難勧告等が発出される中で、多数の避難勧告が発出されると、報告義務により、市町村・都道府県・国・マスコミの間で報告業務が過多となるおそれがある。</p> <p>避難勧告・指示の細分化は、きめ細かい発出を考えると、やむをえないのではないか。</p>	<p>現在でも市町村長が避難勧告の発出をとまどっていること、災害発生の蓋然性が低い段階でのものであることを踏まえると、事実上のものの方が出しやすい。</p> <p>× 実情は「勧告」であるのに、「情報」事実行為とするのであれば、単なる情報であり、発出する自治体側の姿勢も疑われ、形骸化のおそれもある。</p> <p>× 住民に行動を求めるものであれば、法的根拠が不明確。今後法律上位置付けるのであれば、「勧告」、「警告」、「通知」等と「情報」の関係が不明確。結局、勧告ともなり得る。</p> <p>事実上の行為とすることにより、対象者の特定はあまり厳格に求められない。</p> <p>災対法上、避難勧告・指示は細分化するべきではなく、統一するべき。</p> <p>事実上の行為とすることにより、報告義務等が生じない。</p>

	要援護者避難勧告	避難準備情報
名称について	<p>本検討会の検討成果の一つとして、「要援護者」を前面に出すべきであり、その方が分かりやすい(第6回検討)</p> <p>× 避難準備を促す情報であることが分からない。</p> <p>× 新たな「要援護者避難勧告」との用語が定着するか疑問。 全国の自治体の2割程度であれば、制度創設時に同名称に縛られることはないのではないか。</p>	<p>住民の円滑な避難を実施するためには、避難準備が必要であり、この情報についても「避難準備」という側面も重要。</p> <p>避難準備情報を基に自治体も避難勧告の発令に向けて体制を整える意味合いも持たせることにより、避難準備の効果も高められる。</p> <p>× 要援護者に避難を促す情報であることが分からない。 全国の自治体の2割が避難準備情報を制度化。</p>

注) はメリット、×はデメリット、 は不明、 は対応策、と思われることを意味している。